

表 2-1 主な環境施策年表

年	国・世界の動き	京都府の動き
昭和		
42年	公害対策基本法制定	
43年		大気汚染防止法、騒音規制法施行に伴い、衛生部環境衛生課で事務を担当
44年		衛生部環境衛生課に公害係、衛生研究所に公害調査課を設置
45年	公害国会 公害関連14法案成立	衛生部に公害課を設置
46年	環境庁発足 ラムサール条約採択	公害防止条例施行 公害研究所設置
47年	国連人間環境会議開催、人間環境宣言採択 国連環境計画（UNEP）設立	公害対策審議会、水質審議会設置
48年	自然環境保全法制定 ワシントン条約採択	衛生部に公害対策室設置 自然環境保全審議会設置
49年	廃棄物処理法改正	
50年	合特法制定	公害審査会設置
51年	廃棄物処理法改正	衛生研究所と公害研究所を統合（衛生公害研究所）
56年		自然環境の保全に関する条例制定
58年	廃棄物処理法改正	
60年	オゾン層保護のためのウィーン条約採択 合特法改正	
61年		水質審議会を公害対策審議会へ統合
62年	モントリオール議定書採択、廃棄物処理法改正	公害対策室を環境対策室に改称、室内担当を再編整備
63年	オゾン層保護法制定	
平成		
元年		環境影響評価要綱制定
2年		緑と文化の基金設置
3年	再生資源利用促進法制定、廃棄物処理法改正	京都の自然200選（植物部門）選定
4年	地球サミット（アジェンダ21合意）開催 気候変動枠組条約、生物多様性条約採択 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律制定、廃棄物処理法改正	環境対策室に環境企画課及び環境管理課を新設 温泉審議会を自然環境保全審議会に統合 産業廃棄物処理計画策定
5年	環境基本法（公害対策基本法廃止）施行 廃棄物処理法、再生資源利用促進法改正	京都の自然200選（動物部門）選定 京都の自然200選（地形・地質部門）選定
6年	環境基本計画策定、廃棄物処理法改正	環境審議会設置（公害対策審議会廃止）
7年	容器包装リサイクル法制定 生物多様性国家戦略策定 廃棄物処理法改正	環境を守り育てる条例制定（公害防止条例・自然環境の保全に関する条例廃止） 環境企画課及び環境管理課を保健環境部から企画環境部に移管
9年	地球温暖化防止京都会議（「京都議定書」採択）開催 環境影響評価法、新エネルギー法制定 地球温暖化対策推進大綱決定	京都の自然200選（歴史的・自然環境部門）選定 ナホトカ号重油流出事件 京都新エネルギービジョン策定
10年	家電リサイクル法制定、廃棄物処理法、合特法、 容器包装リサイクル法、省エネルギー法改正、 地球温暖化対策推進法制定	環境基本計画策定 企画環境部に環境政策監と地球環境対策推進室を設置
11年	ダイオキシン類対策特別措置法、PRTTR法制定	環境影響評価条例制定 ごみ処理広域化計画、京と地球の共生計画（地球温暖化対策推進版）策定 ISO14001認証取得
12年	建設リサイクル法、グリーン購入法制定 循環型社会形成推進基本法、食品リサイクル法制定 廃棄物処理法、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法改正 再生資源利用促進法改正（資源有効利用促進法）	循環型社会推進課設置 環境審議会と自然環境保全審議会を統合し、環境審議会を設置 家畜排せつ物の利用の促進を図るための京都府計画策定
13年	環境省発足、廃棄物処理法改正 フロン回収破壊法、PCB特別措置法制定 自動車NOx・PM法改正、POPs条約採択	不法投棄等特別対策本部、不法投棄等特別対策室設置 地球にやさしい21世紀府庁プラン策定
14年	新地球温暖化対策推進大綱決定 新生物多様性国家戦略策定 京都議定書批准、地球温暖化対策推進法改正 土壌汚染対策法、新エネルギー等利用法、自動車リサイクル法、自然再生推進法、エネルギー政策基本法制定 省エネルギー法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、グリーン購入法、廃棄物処理法改正	府庁グリーン調達方針施行 レッドデータブック発刊 産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例制定 地球温暖化対策プラン策定
15年	第3回世界水フォーラム開催 循環型社会形成推進基本計画策定 環境保全活動・教育推進法制定 廃棄物処理法、PCB特別措置法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法改正 JESCO法制定	循環型社会形成計画策定 産業廃棄物政策室、地球温暖化対策プロジェクト設置 地球温暖化防止活動推進センター指定 第1期京都府地球温暖化防止活動推進員委嘱 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例制定 『環』の公共事業行動計画策定